

環廃対発第110331001号  
環廃産発第110331004号  
平成23年3月31日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課長  
(公印省略)  
産業廃棄物課長  
(公印省略)  
適正処理・不法投棄対策室長  
(公印省略)

石綿含有廃棄物等の適正処理について (通知)

石綿を含有する廃棄物の処理については、「石綿含有廃棄物等の適正処理について (通知)」(平成19年11月5日付け環廃対発第071105002号、環廃産発第071105005号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長、産業廃棄物課長、適正処理・不法投棄対策室長通知)の別添「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」に沿い、適正処理の確保を図っていただいているところである。

今般、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成22年政令第248号)が平成23年4月1日に施行されることを踏まえ、必要な見直しを行い、別添のとおり取りまとめたので通知する。

貴職におかれては、本マニュアルを関係者に周知し、本マニュアルに沿った石綿含有廃棄物等の適正な処理の確保が図られるよう指導の徹底に努められたい。

おって、平成19年11月5日付け環廃対発第071105002号、環廃産発第071105005号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長、産業廃棄物課長、適正処理・不法投棄対策室長通知「石綿含有廃棄物等の適正処理について」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。